

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果について

茨城県では、平成 20 年 4 月に導入させていただきました森林湖沼環境税の課税期間が今年度末で満了することを踏まえ、本税の今後のあり方に関しまして、広く県民の皆様からご意見を募集いたしました。

この度、寄せられましたご意見及びそれに対する県の考え方を取りまとめましたので公表いたします。

なお、寄せられましたご意見につきましては、取りまとめの都合上、その趣旨に沿って要約させていただきましたのでご了承ください。

今回、ご意見をお寄せいただきました皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも県が取り組む森林の保全・整備及び湖沼・河川の水質保全の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 意見募集期間

平成 29 年 9 月 29 日（金）から平成 29 年 10 月 28 日（土）

2 募集方法

資料を茨城県ホームページに掲載したほか、以下において閲覧に供し、広く意見を募集しました。

- ・ 県本庁：林政課，環境対策課，税務課，行政情報センター
- ・ 県出先：各県民センター県民福祉課及び環境・保安課，各県税事務所，各農林事務所林業振興課，霞ヶ浦環境科学センター
- ・ 関係先：県きのこ博士館，県奥久慈憩いの森，県水郷県民の森，県内各市町村税務担当課

3 応募状況

意見提出者数 166 人・社（個人 135 人，法人等 31 社）

意見数 353 件

4 意見の概要及び県の考え方

「森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方」のとおりです（県ホームページからもご覧いただけます。）。

5 意見募集時の公表資料

森林湖沼環境税の今後のあり方について

（参考資料）

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する報告書（中間とりまとめ）

【問い合わせ先】

（森林に関すること）茨城県農林水産部林政課 森づくり推進室

（電話）029-301-4021（直通）

（湖沼・河川に関すること）茨城県生活環境部環境対策課 水環境室

（電話）029-301-2968（直通）

（税制度に関すること）茨城県総務部税務課 税制グループ

（電話）029-301-2418（直通）

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方について

◆税継続に関すること 54件

意見要旨	件数	県の考え方
<p>○森林や湖沼・河川の水質浄化のために税の継続が必要である。</p> <p>・森林の保全・河川の水質浄化を進め、豊かな森林と水、美しい自然を次世代へと引き継ぐために森林湖沼環境税の継続に賛同する。</p> <p>・未だ荒廃した森林が残っているうえ、税活用による森林整備がなくなると更に山が荒れてしまうので、税の継続を希望する。</p> <p>・森林湖沼環境税に賛成である。浄化が一步でも進むように様々な方面から対策を講じてほしい。</p>	53	<p>○茨城県は、県北地域を中心に分布する森林や、県南・鹿行地域から県央・県西地域にかけて生活用水などを供給する霞ヶ浦をはじめとした湖沼・河川など、多様で豊かな自然環境に恵まれており、それらは県民生活に重要な公益的機能を有しています。</p> <p>○県では、森林や湖沼・河川を健全な状態で次代に引き継いでいくため、平成20年度に導入した森林湖沼環境税を活用して、これまで森林の保全・整備や湖沼・河川の水質保全に取り組んできたところです。</p> <p>○森林整備については、緊急に間伐が必要とされる荒廃した森林のうち約13千haの整備が進んだものの、依然として荒廃した森林が残っております。</p> <p>○また、湖沼・河川の水質保全については、生活排水対策や農地畜産対策等により霞ヶ浦等の水質は改善傾向にあります。また十分な改善には至っておりません。</p> <p>○こうした課題に対応するため、引き続き自然環境の保全に資する施策を推進していく必要があり、そのための財源の確保が必要であると考えています。</p>
<p>○国で導入を検討している森林環境税との役割分担が見えない。県の独自課税については、この機会に廃止を含めて検討してはどうか。</p>	1	<p>○これまで、森林湖沼環境税を活用して、間伐等の森林整備や高度処理型浄化槽の設置促進等の水質保全対策を進めてきた結果、森林の公益的機能の回復や湖沼に流入する汚濁負荷の削減など、一定の成果を上げてきました。</p> <p>○しかし、森林については、緊急に間伐が必要な荒廃した森林が残っていることに加え、植栽してから50年を超える木が人工林の約6割を占める高齢林化が進み、二酸化炭素吸収機能など公益的機能の低下が懸念されています。</p> <p>○また、湖沼・河川については、生活排水未処理世帯が2割以上残っているほか、農業や畜産からの汚濁負荷も大きいことから、水質が十分な改善に至っていないなど、多くの課題が残っています。</p> <p>○これらの課題の解決に向けて、引き続き、森林環境・水環境の保全対策を推進していくためには、その財源を確保していく必要があります。</p> <p>○国の森林環境税(仮称)の使途(市町村が実施する条件不利地の間伐)が、本県の森林湖沼環境税の使途(市町村が実施する間伐への補助にも充当)と重複し、二重課税との批判が生じることにより、森林湖沼環境税を活用した本県の取組に支障が生じることを懸念しています。</p> <p>○なお、国の森林環境税が創設された場合、必要に応じ県税を活用して実施する事業の内容の見直しを検討することとしております。</p>

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方について

◆森林・林業に関すること 196件

<間伐の推進に関すること> 29件

意見要旨	件数	県の考え方
○木材価格の下落などにより、手入れが遅れて荒廃している森林が残っているため、間伐の継続を願う。	10	○平成20年度の森林湖沼環境税導入以降、これまでに1万haを超える森林の間伐を実施してまいりましたが、依然として荒廃した森林が残っているため、引き続きこれらの森林の間伐を進めていく必要があると考えております。 また、間伐の推進に当たっては、自立した林業経営による長期的な森林管理により森林の公益的機能を持続的に発揮していくことを促すため、自立に向け経営の集約化を目指す林業経営体に中心的役割を担っていただく必要があるものと考えております。
○境界が不明確なため間伐が実施できない箇所が多々あることから、間伐の継続と境界確定の整備も進めてほしい。	2	○平成20年度の森林湖沼環境税導入以降、これまでに1万haを超える森林の間伐を実施してまいりましたが、依然として荒廃した森林が残っているため、引き続きこれらの森林の間伐を進めていく必要があると考えております。 ○境界の不明確な土地については、国の補助事業である「森林整備地域活動支援事業」により、境界の確認作業に対して支援を行っております。森林整備を進める上で境界の確認は重要な課題と考えておりますので、今後とも市町村等と連携を図りながら積極的に進めてまいります。
○荒廃した人工林の間伐や必要な路網(作業道)の整備を継続してほしい。	12	○間伐を効率的に進めるためには作業道が必須であることから、引き続き作業道整備のための取組が必要であると考えております。
○間伐推進員に対して、行政の持つ情報の提供や所有者の特定、所有者に対する説明や呼びかけをしてほしい。	1	○「森林機能緊急回復整備事業」により、これまで、間伐実施のための各種調整にあたる間伐推進員を設置してきたところですが、経営の集約化や間伐推進員のあり方についても今後検討してまいります。
○山林の集約に時間がかかるので、(集約を)事業費として考えられないか。	1	○山林の集約化に関しましては、国の補助事業である「森林整備地域活動支援事業」により森林調査、合意形成活動、境界の確認等への支援を行っております。また、今後も、集約化に必要な情報の提供や森林施業プランナーへの指導等に努めてまいります。
○もっといろんな人に知ってもらうために、人目に付く場所から間伐による整備をすべきでは。	1	○「身近なみどり整備推進事業」により、通学路沿いなど生活に身近な森林の整備を実施しております。 ○また、主に山岳部の人工林を対象とする「森林機能緊急回復整備事業」におきましては、森林所有者の合意や効率的に作業を行うための集約化が必要であるため、必ずしも人目に付く場所を優先して間伐に取り組めるわけではない点をご理解いただきますようお願いいたします。
○間伐については、今後年齢も上がっていくので、林齢の制限を撤廃すべき。収益性の高い森林へは軽く、低い森林へは手厚くするように、現状の手入れの遅れた森林だけではなく、茨城県の森林全体をフォローする形が望ましい。	1	○間伐支援の対象年齢の引き上げにつきましては、主伐・再造林による適切な資源循環を促す観点から、現時点では困難と考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。
○間伐などは一定程度進んでいるものの十分とは言えない。今後、これらの機械の導入はもとより、民間ボランティア的な人を募り、間伐十字軍(仮称)なども考える余地があるのではないか。	1	○引き続き高性能林業機械の導入を推進していくほか、ボランティアや企業等の森林整備活動についても支援してまいります。

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方について

<平地林・里山林の保全整備に関すること> 18件

意見要旨	件数	県の考え方
○荒れた林を見かけ一方、道沿いの林がきれいになっている箇所を見かけた。引き続き身近なみどり整備を継続してほしい。	6	○地域のニーズに応じて、当該事業を活用いただいているところではありますが、まだ荒れた森林が数多く存在している状況です。今後も、積極的に「身近なみどり整備推進事業」を活用していただけるよう市町村や地域住民等にPRを進めてまいります。
○事業が実施された箇所について、その後放置され元の状態に戻り、荒れている箇所を見かける。せっかく税金を使って整備した箇所なので、草刈りなどの義務付けや、補助期間を過ぎからの若干の補助を織り込むなど永久的に管理してほしい。	3	○「身近なみどり整備推進事業」実施に当たっては、市町村が作成した維持管理方針を確認するとともに、森林整備後の維持管理を、森林所有者やボランティア団体等が行うことが必須条件であり、農林事務所を通じて指導を行い、それでも管理がなされない時には補助金を返還する場合などもあります。 ○「身近なみどり整備推進事業」の目的は荒廃した森林の初期整備費用を支援するものであり、市町村や森林所有者、森林ボランティア団体等が継続的に森林整備など管理を実施することが事業の趣旨でありますことをご理解願います。
○竹林や雑木林についても整備対象となるようにしてほしい。	2	○竹林や雑木林も「身近なみどり整備推進事業」の整備対象となっております。
○県民全体の税の理解を深めるため、身近な森林の整備をしっかりと実施し、「環境税活用の見える化」を進めてほしい。	1	○整備した森林に「森林湖沼環境税を活用して整備した」旨の看板を設置することや森林湖沼環境税のPRの中で「身近なみどり整備推進事業」について紹介しており、地域住民に森林環境税への理解を深めていただいているところであります。 ○今後は、森林湖沼環境税の認知度向上等が図られるよう見える化を検討してまいります。
○放置された平地林が整備されたことで、地域の人々の憩いの地となり、学校の環境教育の場ともなっている。整備された箇所に「この場所は森林湖沼環境税によって整備された」旨の看板を設置しているが、環境税を納めることにより、今まで以上に環境に関心を持つきっかけになる現実もあると思う。	1	○県では森林湖沼環境税を活用した森林づくりなどの取組を紹介するとともに、森林、湖沼・河川の大切さをご理解いただくため、森林湖沼環境税PRキャラバンを実施しているところであります。今後も、森林湖沼環境税の認知度が向上し、本県の自然環境に対する県民意識の醸成につながるよう努めてまいります。
○できれば、私たちに身近な市町村の森林公園などにも税を活用してほしい。	2	○森林公園は、観光資源及び地域住民の保健休養に資すると考えられることから、今後検討してまいります。
○身近なみどり整備推進事業を県北地域にさらに積極的に推進してほしい。	1	○今後は、県北地域を含めてPRを強化してまいります。
○平地林の保全とスギ・ヒノキ等の経済林ばかりでなく、広葉樹林の整備と里山保全の路網整備に対する支援をお願いしたい。また、鳥獣害対策の一環としても里山林の整備は効果があると思うため、継続的な整備への支援をお願いしたい。	1	○「身近なみどり整備推進事業」では広葉樹林の整備やそれに必要な作業路の開設が支援対象となっております。 ○当該事業については、地域の環境保全のために大変重要であると考えております。
○平地林・里山林における間伐や竹林伐採は、本来、地権者が適切に管理すれば問題になりにくいものと考えられる一方で、管理できないという現実もあり得、そのために環境税を使って整備をする発想は理解できる。しかし、地権者の義務的な作業を県や県民の負担で整備する以上、その後の管理は地権者によって行われるのはもちろんとして、例えば、近隣住民等の立ち入りを積極的に認め、自然学習・自然体験の場としての利用ができるようにするといった、税の活用で地権者だけでなく多くの人が恩恵を目に見えて感じる事ができるようにするなどの条件を付すこともあってよいと思われる。	1	○「身近なみどり整備推進事業」においては、市町村や森林所有者、管理者（ボランティア団体等）の間で協定を結び、整備後に森林レクリエーションの場として活用している事例があります。県といたしましても、このような事例が増えるよう積極的にPRに努めてまいります。

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方について

くいばらき木づかい運動（公共施設の木造化・木質化等、木造住宅建築の推進）に関すること＞ 28件

意見要旨	件数	県の考え方
○県産木材の利用拡大につながるので、県産木材を使用した木造住宅への補助を継続してほしい。	11	○木材需要の多くを住宅分野が占めていることから、県産木材の利用を促進するためには、木材を使用した住宅の建築・リフォームへの支援に今後も取り組む必要があると考えております。
○新たな木材需要を創出し、県産木材の利用を増やすことが森林整備や地域の活性化に繋がることから、木づかい運動の継続を要望する。	9	○引き続き、木づかい運動を継続してまいります。
○県の施設などの公共施設についても県産木材（木造や木製品など）を積極的に使用してほしい。	5	○県では、森林湖沼環境税を活用して、県・市町村等の施設の木造化・木質化に加え、子ども達などが利用する木製品の導入を支援しております。 ○また、茨城県産木材利用促進条例に基づく利用指針を定め、県産木材の使用に努めております。
○県産木材の利用において、個人が利用する場合利用量によって一部還元する方法は考えてはどうか。	1	○県産木材を使用した戸建住宅の建築・リフォームへの支援に取り組んでおり、一定量以上の木材の使用を助成の要件として定めているところです。
○間伐等の森林の整備で出た木材を、木製品の玩具、割りばし等の利用に積極的に活用してはどうか。	1	○木材需要の拡大を図る施策の中で、間伐材の有効活用を今後も検討してまいります。
○住宅リフォーム等に県産木材を活用する意義については理解できる。そのうえで、例えば、環境税で確保した県産木材を使用した際には、一定の木材使用量に対し、苗木を何本植える、といった、森づくりの一端に参加していることがわかりやすくなる仕組みを導入してほしい。	1	○森林の公益的機能を持続的に発揮させるためには、利用期を迎えた人工林を伐採し、再び木を植え、育てていく必要があります。この過程で産出された県産木材を住宅等に活用することは、再び木を植え、育てるための費用を生産者に還元することにつながります。今後は、県産木材の活用が適切な森林整備につながるということがご理解いただけるような、わかりやすい成果の示し方について検討してまいりたいと考えております。

＜木質バイオマスの利用促進に関すること＞ 2件

意見要旨	件数	県の考え方
○搬出材はバイオマスに活用するなど、大木化する前にぜひ手当が必要と思う。	1	○木質バイオマス燃料については、主に林内に放置されてきた未利用材などを搬出して活用しております。 ○今後は利用期を迎えた人工林を伐採し、再び木を植え、育てていく施策の検討を強化してまいります。
○里山林の整備によって伐採される広葉樹の活用として、温浴施設・介護施設等への薪ボイラー導入によりスギ・ヒノキ以外の広葉樹林業が確立されるのではないかと考える。	1	○木質バイオマス施設のボイラーによっては、広葉樹も燃料として可能になることから、施設からの需要も勘案し、森林資源を有効に活用できるよう検討したいと考えております。

＜森林ボランティア団体との連携等に関すること＞ 7件

意見要旨	件数	県の考え方
○里山林等の荒廃が多く見られ、森林内にも整備されていない箇所がある。地域の団体等への依頼等で解決できるのでは。	1	○森林湖沼環境税を活用して整備した里山林等において、ボランティア団体等がその後の管理を行っている事例もあります。 ○多岐にわたる森林整備や管理に対し、県民やボランティア団体から、ご協力をいただけますよう、引き続き検討してまいります。
○身近にある里地里山がきれいになり、その整備を担うボランティア団体の原動力がこうした税による助成であることをさらにPRすることで県民の理解は深まって行くと感じている。	1	○森林湖沼環境税を活用した地域団体による森づくりなどの取組については、事例集を県のHPで公開するなど広報に努めており、これらを通じて森林湖沼環境税への理解を深めていただければと考えております。
○元気な森林づくり活動支援事業について、現在における250,000円の枠の拡大を要望します。期待感として本税導入時の枠500,000円をお願いします。	1	○引き続き多くの団体の活動を支援し、県民協力の森林づくりを推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。
○引き続き、環境に対する意識向上のために「元気な森林づくり活動支援事業」のような支援事業活動を実施してほしいと考える。	1	○森林づくり活動への県民参加の促進や県民意識の醸成を図ることを目的とした環境学習などは、時間を要することから、今後も取り組む必要があると考えております。
○計画的に高齢林を全伐再造林し二酸化炭素吸収機能を高めるのに再造林にはボランティア団体を活用する方法を検討してはどうか。	1	○多岐にわたる森林整備や管理に対し、県民やボランティア団体等による取組が進むよう、今後も検討してまいります。
○森林ボランティアを森林湖沼環境税によって推進する必要がある。	1	○県では森林に関する理解とかかわりを深めるため、自らが企画立案した森林づくりや木づかい、森林環境学習に関する活動に対して助成しております。
○手入れが行き届かない森林（国有林か県有林）を活動拠点として、年に1～2回程度情報を発信して森林ボランティア団体（NPO法人、任意団体、今まで元気な森林づくり支援事業を受けた団体等）に協力を求めているのではどうか。	1	○多岐にわたる森林整備や管理に対し、県民やボランティア団体から、ご協力をいただけますよう、今後検討してまいります。 ○県民参加の森林づくりの一環として実施している森林ボランティア養成講座のフィールドとしての活用も、今後検討してまいります。

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方について

<花粉の少ないスギ苗木やコンテナ苗を活用した再造林などによる森林の若返りに関すること> 49件

意見要旨	件数	県の考え方
○伐期に達した山林の皆伐を推進するためにも、現在の木材価格では経費が賄えないことから、地拵え、植林、下刈り等の保育などを含めた再造林の支援をしてほしい。	23	○森林の公益的機能を持続的に発揮させていくには、伐期に達した人工林を伐採し、再び植栽することが重要と考えております。一方で、現在の木材価格では、森林所有者が自ら積極的に伐採・再造林を行うのは難しいとの声もいただいております。ご意見のような支援も含め、再造林を推進していく手法について検討してまいります。
○花粉の少ない苗木を植栽するなど、花粉症対策を講じてほしい。	16	○県では、花粉の少ないスギやヒノキの種子を生産し、苗木の生産者の組合に安定的に供給しております。これにより、花粉の少ない系統の苗木が生産され、県内に広く植栽されております。
○伐採と植林を一体的に行う一貫作業方法とマルチキャビティコンテナ苗を活用した、効率的な再造林を進めてほしい。	6	○一貫作業の導入やマルチキャビティコンテナ苗の活用は再造林を進めるうえで重要と考えており、こうした新たな技術の現場への定着を図るなど、再造林を推進していく手法について検討してまいります。
○皆伐後の一連の造林作業について、行政や森林組合による情報の提供や作業の出来る事業体の斡旋をしてほしい。	1	○新たな技術や先進的な事例等の情報の普及や林業事業者等の育成・指導に努めてまいります。
○再造林による森林の若返りについては、植林後、長年にわたり適切に下刈りなどの保全管理していく必要がある。個人ごとによる管理に任せず、必要があれば県・市町村・森林組合などが長年にわたり経営管理し適切に手入れしていくことが必要だと思う。	2	○森林の公益的機能を持続的に発揮させていくには、再造林後の森林を適切に管理していくことが重要と考えております。そのため、再造林の推進にあたっては、自立した林業経営体が長期的な森林管理を行うことを促すため、自立に向け経営の集約化を目指す林業経営体为中心的役割を担っていただく必要があるものと考えております。
○再造林したあとの保育管理には費用と人手がかかります。是非、人材確保・育成、保育管理に係る機械化や有効器具・資材の研究開発の加速化をお願いしたい。	1	○国の補助事業なども活用し、林業の担い手対策や高性能林業機械の導入促進、林業事業者の育成・指導など、現場のニーズに応じた取組に努めてまいります。

<効率的な森林整備に必要な高性能林業機械の活用や技術支援に関すること> 10件

意見要旨	件数	県の考え方
○高性能林業機械のレンタル補助の継続をしてほしい。レンタル補助期間を長くすることなども検討してほしい。	5	○機械化による効率的な森林整備を推進していくため、引き続き、高性能林業機械のレンタル経費に対する補助を行ってまいります。 ○レンタル補助期間については、森林整備の実施状況を踏まえ、補助期間中の稼働率が低調とならない範囲で設定しておりますが、今後、各事業者からの要望等も勘案しながら検討してまいりたいと考えております。
○人材育成確保のためにも、技術支援の継続をしてほしい。	4	○林業の技術支援については、林業の労働力対策のために積み立てた森林整備担い手対策基金等を活用した取り組みを行っています。 ○今後は、主伐・再造林に対応した高い技術を持った技術者を新たに育成する必要があること等、就業者を取り巻く状況の変化を踏まえ、適切な支援策について検討してまいります。
○個人が行う小規模な林業を支援している高知県を参考に、ぜひ低投資・低コストな小さな機械購入に対する支援をしてほしい。	1	○利用計画や投資効果など、零細な補助についての妥当性を検討・検証する必要があるため、そのような事例等について情報収集していきたいと考えております。

<松くい虫の被害などにより衰退した海岸防災林の再生に関すること> 10件

意見要旨	件数	県の考え方
○海岸線の松林が枯れており、とても危険であり、景観も悪い。伐採や植栽により海岸の再生をしてほしい。	6	○県では、沿岸地域の松くい虫被害対策として、海岸防災林機能強化事業などにより、松くい虫に抵抗性のあるクロマツや広葉樹の植栽、被害木の伐倒処理などを行い海岸林の保全に努めております。
○海岸防災林の真の再生のためには、植栽後の保育管理が重要であり、些細な異常・被害発生の際に適切な対策がとれるような体制づくりが必要だと思う。	2	○植栽後の保育管理の重要性については県も認識しており、植栽後一定期間は、成長が阻害されないよう下刈りを行うなどの対策を行っております。また、各農林事務所と連携し、被害状況の把握に努めているところです。
○海岸線に抵抗性クロマツを植栽してほしい。	1	○県内の沿岸地域の森林の状況や特性により、植栽する木を選定しており、マツでないとう生育が期待できない海に面した場所は主に抵抗性クロマツを、広葉樹が生育可能な場所には主に広葉樹を植栽し、松くい虫に強い海岸林の再生を行っております。
○「松くい虫の被害などにより衰退した海岸防災林の再生」については、被害状況の調査等を実施し、県全体計画策定の後、計画的に対策を講じていく必要がある。	1	○県では、平成29年3月に5年間の茨城県松くい虫被害対策事業推進計画を策定し、沿岸地域に存在する延長約61kmの海岸防災林において、計画的に植栽等を行っているところです。引き続き松くい虫被害対策を講じていく必要があると考えております。

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方について

<普及啓発活動の推進に関すること> 13件

意見要旨	件数	県の考え方
○森林・林業体験学習により、子供たちの自然に対する理解が深まることはいいことなので、森林環境教育を継続してほしい。	5	○森林・林業・木材利用等の意義や重要性についての理解と関心を深めることを目的に、主に中学校の児童・生徒を対象とした森林・林業体験学習事業を実施しており、今後も森林環境教育を通じ、幅広く森林・林業の普及啓発に努めてまいります。
○グリーンフェスティバルのような体験型イベントなどで、木に触れる機会や森林の役割などのPRをしてほしい。	5	○平成26年に策定しました茨城県県産木材利用促進条例において、県民の皆様が県産木材に対する理解と関心を深め、積極的に利用する意欲を高めていただくため、毎年10月を県産木材利用推進月間としております。グリーンフェスティバルは、この時期に合わせ、森林の大切さなどを知っていただき、木と触れ合い木のぬくもりを感じられる体験型のイベントとして開催しているところで ○また、グリーンフェスティバル以外では、森林・林業体験学習やショッピングモール等での啓発活動により、木に触れる機会の提供や森林の役割についてのPRに取り組んでいるところです。今後も、森林・林業・木材産業の関係団体等と連携し、県民の皆様が楽しむことのできる体験型イベント等を通じて積極的なPRに努めてまいります。
○普及活動(小学生向け)の県事業化を新たに提案する。	1	○森林・林業等の意義や重要性についての理解と関心を深めることを目的に、おもに小中学校の児童・生徒を対象とした森林・林業体験学習事業を実施しており、今後も森林環境教育を通じ、幅広く森林・林業の普及啓発に努めてまいります。
○森林の持つ多面的かつ公益的機能について今より一層の啓発に努めてほしい。	1	○森林の持つ多面的かつ公益的機能については、森林・林業体験学習やショッピングモール等での啓発活動、県広報紙への特集記事掲載、パンフレット作成等により普及啓発に努めてきたところです。今後は、更に多くの県民の方にご理解いただけますよう、普及啓発活動のさらなる充実について検討してまいります。
○県産材のPR等も考慮し、木育・森林環境教育の推進にも役立つ施設の設置が重要だと思う。	1	○森林環境教育の取り組みとして、森林・林業体験学習事業を実施しておりますが、学校内での体験のほか自然観察施設を利用した木工工作や丸太切りなど県産材を使った木に触れあえる現地体験を行っております。体験施設やメニュー等については、今後、皆様からのご意見等を踏まえ、より良いものにしていきたいと考えております。

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方について

<その他> 30件

意見要旨	件数	県の考え方
○植木、伐採については、区分け(10年単位)して、計画した森林の造成もあるのでは。	1	○平成28年3月に森林・林業振興計画を策定し、木を植えて、育て、伐採し木材を有効利用し、再び植える「緑の循環システム」による機能豊かな森林づくりの実現に向けて取り組んでまいります。
○補助制度の充実と山の関わりなど教育の推進。	1	○森林・林業等の意義や重要性についての理解と関心を深めることを目的に、主に小中学校の児童・生徒を対象とした森林・林業体験学習事業を実施しており、今後も森林環境教育を通じ、幅広く森林・林業の普及啓発に努めてまいります。
○各地域の特色を生かした森林整備を望む。(例えば大子町はウルシの生産のための取組みを強化する)	1	○景観向上など地域の実状に応じた森林整備については「身近なみどり整備推進事業」の実施対象となっております。 ○ウルシの植栽については、森林湖沼環境税事業とは別に、苗木購入経費等の支援をしておりますが、更なる取組に向けて、関係団体との相談の上、今後も支援してまいりたいと考えております。
○機能豊かな森林づくりを目標とするならば、施策例にある海岸防災林の再生に加え、県土保全の観点から、山地災害の未然防止対策に活用することも考慮する必要がある。	1	○山地災害の未然防止対策については、山腹崩壊地の復旧や荒廃した溪流の浸食を防止するための治山ダム等の設置等を、国の補助事業を活用した治山事業等により実施しております。 ○今後も、山地災害を防止するため、間伐などの森林整備を推進するとともに、緊急性や公益性を考慮しながら治山施設の整備などに取り組んでまいります。
○施策の方向性にある適正な森林整備を推進するのであれば、森林情報のデジタル化等を積極的に行い、計画的・効率的な森林管理を図る必要がある。	1	○本年度施行された改正森林法により、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳制度が創設され、平成31年4月に個人の権利利益を害するものを除き、情報提供ができるよう関係機関と調整しながら林地台帳の作成に取り組んでおります。
○施策例に人材育成の記述がないので、茨城発信の森林の保全・整備に関する「新たな人材育成案」を提案してみてもどうか。	1	○林業の人材育成については、林業の労働力対策のために積み立てた森林整備担い手対策基金等を活用し、林業事業者の経営力を強化するため、事業者等に対する研修会の開催などを支援しております。 ○今後は、主伐・再造林に対応した高い技術を持った技術者を新たに育成する必要があること等、就業者をとりまく状況の変化を踏まえ、適切な支援策について検討してまいります。
○立木の販売で収入を得られるような施策について、森林湖沼環境税での対応を望む。	1	○林業の採算性が向上するように、低コスト造林技術の検証と普及を進めてまいります。
○種苗農家への援助を新たに提案する。	1	○苗木生産者に対しては、引き続き生産技術の改良に関する研究開発や技術指導、情報提供等に努めますとともに、生産基盤整備への支援策を検討してまいります。
○林業試験場をはじめとする研究施設の大規模化を新たに提案する。	1	○林業技術センターにおいては、社会情勢や県民ニーズを踏まえ、森林・林業の振興に寄与するための試験研究等を行っております。これらの研究成果については、迅速に現場に役立つ技術として普及し、活用を促進するとともに、様々な手段を用いて積極的な情報発信に努めてまいります。
○林業関係の職業の優遇など。	1	○林業事業者への就業に関する支援については、林業の労働力対策のために積み立てた森林整備担い手対策基金等を活用し、就業に関する情報提供や現場見学会等の開催に対する支援、社会保険料等の掛金の一部助成等を行っております。
○山の整備を進めて、海が豊かになる様にしてもらいたい。	1	○森林の整備は、豊かな海を育むことにつながるとされており、こうした観点からも間伐などの森林整備を進めていく必要があると考えています。
○新たな事業としてツツラフジの繁殖を抑える対策を実施してほしい。今のままでは立木の無い森林が増えてしまう。	1	○荒廃した平地林・里山林の整備については、「身近なみどり整備推進事業」により対応しております。
○環境税を利用し、山林における原発事故による放射能の検査を県内を細かいマス目状にして行ってほしい。	1	○原木きのこなどの特用林産物では、国の事業の活用等により山林から伐採される原木の検査を実施しており、今後も継続的に状況を把握してまいります。
○原木椎茸の出荷自粛制限解除の為に原木林の萌芽更新を早急に進めてほしい。	1	○県内の原木林では、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、局所的に、国の指標値50Bq/kgを超える原木が存在する状況ですが、県内の原木の汚染状況を調査するなどにより、今後も原木林の再生を目指してまいります。 ○しいたけ原木林を含む有用広葉樹林の整備につきましては、森林湖沼環境税を活用した「身近なみどり整備推進事業」の実施対象となっております。
○公益的機能の高い保安林の維持強化に対して、森林湖沼環境税を注入する必要がある。	1	○公益的機能の低下した保安林については、国の補助事業を活用した治山事業等により、森林の整備や山腹崩壊地の復旧、荒廃した溪流の浸食を防止するための治山ダムの設置等を実施しております。 ○今後も、保安林の公益的機能が高度に発揮できるよう、適正な管理に努めてまいります。
○湖沼・河川の水質保全の目標に「泳げる霞ヶ浦、遊べる河川」の実現とある。森林の保全・整備にも同様に目標設定してみてもどうか。	1	○第3期森林湖沼環境税活用事業においては、森林の保全・整備について「自立した林業経営による森林管理と木材利用の推進」「県土・生活環境の保全」「森林に対する県民意識の醸成」を柱に事業を実施してまいります。森林の保全・整備について全体を包括する目標設定については、今後検討してまいります。
○地域の森林管理に係る具体的な計画を練るため、国有林、県有林、私有林の関係者によるPTの活動に税を充当することは出来ないか。	1	○国や民間団体等との連携については、国や県等が主催する関連の会議等に積極的に参加し、意見や情報の交換に努めています。

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方について

<p>○広葉樹林の整備と里山保全の政策を実行するためには、森林組合等が中心に考えられるが、組合の経済的及び体制強化支援策が必要だと思うので検討してほしい。</p>	<p>1 ○森林組合は、地域における森林整備を推進する上で中心的な役割を担っており、県では、就業者定着促進のための社会保険掛金の助成や経営力強化のための研修会等を行うとともに、林業機械の導入補助などの各種支援を行っております。今後も、引き続き森林組合をはじめとする林業事業体の育成等に努めてまいります。</p>
<p>○今後、計画の中心となる市町村には農業担当はいるが林業担当がないあるいは兼務が多く、現実的な業務を推進するためには林業担当の専門性を高めるための人的配置に対する助成や森林組合との連携に対する経費などを検討してほしい。</p>	<p>1 ○森林整備をはじめ、森林・林業における施策を推進する上では、より現場に近い市町村の役割が重要となります。 このため、県では、林業の専門的知識を有した林業普及指導員を各地区に配置し、市町村との連携をはじめ、地域に密着した普及指導が行えるよう努めてまいります。 また、市町村森林整備計画の策定や実行管理などを担う市町村に対し、高度な知識・技術と豊富な実務経験により技術面から支援する森林総合監理士の養成にも取り組んでおり、今後、市町村や林業事業体等への支援体制を整えてまいりたいと考えております。</p>
<p>○広葉樹林に対する手当として維持管理や樹種交換および更新に対する作業のための作業道の整備や経費を検討してほしい。</p>	<p>1 ○広葉樹林の整備については、これまでも「身近なみどり整備推進事業」により平地林・里山林の整備として取り組んでまいりました。 ○このほか既存事業の支援対象となる場合がありますので、これらを踏まえ検討してまいります。</p>
<p>○CO2の吸収能力など環境のための林業と、定期的な収入を得るのを目的とした林業は相反する存在であると感じる。</p>	<p>1 ○森林の公益的機能は、森林を適正に管理することにより維持することができます。また、CO2の吸収能力は、若い森林で高く、高齢化とともに低下します。このため、森林資源を循環利用しながら収入を得る林業は、環境を守る林業でもあります。</p>
<p>○山から収入を得る事を目指した、多様な林業の担い手を作り出す支援をお願いしたい。</p>	<p>1 ○林業事業体への就業に関する支援については、林業の労働力対策のために積み立てた森林整備担い手対策基金等を活用し、就業に関する情報提供や現場見学会等の開催に対する支援、社会保険料等の掛金の一部助成等を行っております。</p>
<p>○山主へ向けた持続的な林業経営についての講習や技術研修会、林業に対する意識や考え方をヒアリングする場を作ってほしい。</p>	<p>1 ○林業経営についての講習については、林業の労働力対策のために積み立てた森林整備担い手対策基金等を活用し、林業事業体の事業主等に対する研修会の開催を支援しております。</p>
<p>○山が荒れると災害だけでなく水源涵養の機能もなくなってしまう恐れや、今感じている温暖化、異常気象をストップすることが、出来る唯一のことだと思う。</p>	<p>1 ○森林の持つ公益的機能について、引き続き積極的なPRに努めますとともに、森林・林業の体験学習等を通じて、森林整備の重要性を普及・啓発してまいります。</p>
<p>○公益的機能の発揮を目指した山林と持続的な林業収入を目指した山林とに区別し、それぞれに効果的な施策を適用してほしい。</p>	<p>1 ○立地条件が悪いなど、経営が困難な人工林については、管理労力が少なく長期間にわたり公益的機能の発揮が期待できる広葉樹林化を促してまいります。</p>
<p>○効率的な整備を行うには自治体からの山林所有者情報の提供が得られれば、より多くの団地化が可能となり、一層の集約化が促進されるのではないかと思います。</p>	<p>1 ○本年度施行された改正森林法により、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳制度が創設され、平成31年4月に個人の権利利益を害するものを除き、情報提供ができるよう関係機関と調整しながら林地台帳の作成に取り組んでおります。</p>
<p>○A材(無垢材)の利用拡大と今後増加する大径材の高付加価値化・PR・製材機械の支援が茨城県の林業の発展には必要であると考えている。</p>	<p>1 ○木造住宅新築・増改築や公共施設等の木造化等を支援し、A材の利用拡大に努めるとともに、国の補助金などを活用して製材工場など木材加工施設への支援も行っております。 ○引き続き、県産木材の需要拡大とともに、加工流通体制の整備を行い、本県の林業の発展に努めてまいります。</p>
<p>○これまで同様の森林整備への支援と新たな林業政策の実施をお願いしたい。</p>	<p>1 ○これまで緊急に整備が必要とされた荒廃森林の間伐などに取り組んでまいりましたが、依然として間伐が必要な森林が残っているほか、人工林の高齢化などの課題もあることから、これらの状況を踏まえ引き続き適切な森林整備に取り組んでまいりたいと考えております。</p>
<p>○造林関係の作業従事者の確保育成と就労条件の改善を図ってほしいと思う。</p>	<p>1 ○就労条件の改善については、林業の労働力対策のために積み立てた森林整備担い手対策基金等を活用した取り組みを行っているところです。 ○引き続き国の補助事業なども活用しながら、雇用対策を推進してまいります。</p>
<p>○鹿行はほとんどが平場。森林の面での成果は薄い。</p>	<p>1 ○鹿行地域においても、森林湖沼環境税により海岸防災林の保全や平地林の整備などを行っております。</p>

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方について

◆湖沼・河川に関すること 78件

<生活排水対策に関すること> 18件

意見要旨	件数	県の考え方
○霞ヶ浦の生活排水処理率は低く、一層力を入れて対策に取り組むべきである。	4	○今後とも下水道・農業集落排水施設への接続促進や高度処理型浄化槽の設置促進など生活排水対策に重点的に取り組んでまいります。
○下水道接続や高度処理浄化槽の設置促進について、事業の目標は定めていないのか。	2	○霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画において、下水道接続率や高度処理型浄化槽設置基数などの目標を定めて事業を実施しております。また、涸沼、牛久沼についても水質保全計画を定めております。
○下水道接続率向上のための取組みを強化すべき。	2	○平成28年度末の3湖沼(霞ヶ浦、涸沼、牛久沼)の下水道接続率は89.4%と全国平均94.0%と比較しても低いことから、今後は下水道接続補助対象拡充などの検討を進めるとともに、接続率の向上に取り組んでまいります。
○新築物件に対する設置費補助は廃止し、単独処理浄化槽やくみ取り式トイレから高度処理型浄化槽への転換のみに手厚く補助すべき。	2	○高度処理型浄化槽への補助については、単独処理浄化槽やくみ取り式トイレから転換する場合、新規に設置するよりも自己負担を少なくし、さらに単独処理浄化槽の撤去費にも補助することで、転換促進に取り組んでいます。また、新規につきましても、高度処理型浄化槽の設置を促進する必要があることから、補助を継続してまいりたいと考えております。
○浄化槽は、適正な維持管理をしないと本来の機能が発揮できないため、維持管理費への補助の新設や法定検査受検率向上への取組み強化が必要である。	4	○県では、浄化槽の維持管理について、市町村や浄化槽関係事業者などの協力を得ながらリーフレットの配布など啓発活動に取り組むとともに、法定検査を受けていない方に対する文書指導を実施しております。引き続き、適正な浄化槽維持管理のための啓発活動や指導に取り組んでまいります。 ○維持管理費への補助は財源及び受益者負担の観点から課題がありますが、いただいたご意見を踏まえ検討してまいりたいと考えております。
○農業集落排水施設へのりん除去添加剤補助を継続してほしい。また、特環・公共下水道へのりん除去添加剤補助をしてほしい。	1	○霞ヶ浦の水質改善のためには生活排水のりん負荷削減が重要と考えており、農業集落排水施設の処理水は下水処理水よりもりん濃度が高いため、負荷削減のために必要な取組として補助事業を実施してきたところです。このため、今後も、事業を継続してまいりたいと考えております。
○小規模な工場・事業場も排水規制の対象としてほしい。また、調査費の補助や、指導ノウハウの共有等により、市町村と協力して対策を行うべきである。	3	○霞ヶ浦水質保全条例では小規模事業所についても水質に関する基準を定め、その遵守を義務づけております。 ○県では、平成20年度から県民センター等に小規模事業所の相談・指導員を配置し、立入検査等の指導を行っております。今後は指導員を増やし、立入検査を強化したいと考えております。 ○また、工場・事業場等の指導については、市町村との情報共有や連携に取り組んでいるところです。

<農地・畜産対策に関すること> 4件

意見要旨	件数	県の考え方
○農地・畜産対策の課題にある窒素負荷削減について、具体的にどのような方法で削減するのか。	1	○農地や田畑への堆肥や肥料の過剰な施用が霞ヶ浦の窒素流入負荷の一因と考えられます。そのため、堆肥の霞ヶ浦流域外への流通及び農外利用の促進、土地改良施設を活用した循環かんがいシステムの構築支援、農地での適正施肥の推進等を行い、流入河川を通して霞ヶ浦へ排出される負荷そのものを減らす取組を推進してまいりたいと考えております。
○農業排水プロジェクト事業の取組みを通して、組合員の水質保全に対する意識醸成につながった。可能な限り霞ヶ浦の水質保全に協力していきたいと考えているが、管理事業の充実について検討をお願いしたい。	1	○県としても、さらなる農地対策への取組が重要と考えておりますので、今後、いただいたご意見を踏まえて、事業制度の検討を進めてまいりたいと考えております。
○堆肥の農外利用等の取組みを継続するとともに、制度の対象を霞ヶ浦流域外にも広げてほしい。	2	○霞ヶ浦流域以外の湖沼における農地・畜産対策についても、環境負荷の削減という観点から重要と存じますが、霞ヶ浦における対策の必要性が高いことから、まずは霞ヶ浦から水質保全に取り組むまいりたいと考えております。

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方について

<県民参加による水質保全活動の推進に関すること> 26件

意見要旨	件数	県の考え方
○湖岸の清掃活動等を実施している市民団体への補助継続、年間支援件数の増加を希望する。	5	○市民活動への補助については、これまで延べ211団体に活用していただいております。県内湖沼等の水質浄化や水環境学習に取り組んでいただいております。市民団体の活動を支援するため、今後も事業を継続してまいりたいと考えております。
○市民団体への補助対象活動の有効性を確認・共有するためにも成果発表会等による意見交換も必要だと思ふ。	1	○市民団体による活動報告会や意見交換会については、霞ヶ浦環境科学センターにおいて毎年度実施しております。今後とも市民団体間の交流促進のため、継続してまいりたいと考えております。
○湖上体験スクールは子ども、大人に関わらず霞ヶ浦に親しむ良い機会となっており、県民の水辺環境保全に対する関心を高める効果が大いなので今後も継続を希望する。継続の際は、子ども達が湖上体験スクールに参加できる機会を増やしてほしい。 また、学習内容に霞ヶ浦を「もっと豊かにする」という観点を取り入れてほしい。	19	○霞ヶ浦湖上体験スクールにおいては、平成20年度より県内の小中学生を主な対象として、水質保全意識の啓発・醸成を図るため、霞ヶ浦の湖上で簡易水質検査やプランクトン観察などを行っております。この事業は子ども達にとっても霞ヶ浦に親しむ貴重な機会となっていることから、今後とも継続してまいりたいと考えております。 ○県としては、多くの学校の子供達に体験していただきたいとの考えから、平成29年度に実施回数を増加したところであり、今後とも事業を継続してまいりたいと考えております。 ○また、スクールの内容については、参加者の声を聞きながら検討してまいります。
○湖岸にヨシを植える活動も一層促進すべきである。	1	○森林湖沼環境税ではなく、本県の一般財源を活用した事業で、霞ヶ浦の護岸にヨシを主体とした水生植物を造成する「水生植物帯造成事業」を平成12年から実施しています。今後とも同事業を推進してまいりたいと考えております。

<水辺環境の保全（湖水・河川対策）に関すること> 12件

意見要旨	件数	県の考え方
○流入河川の汚濁状況や負荷の原因を詳細に調査し、それぞれの原因に合わせて対策を講じるべきである。また、従来実施してきた森林湖沼環境税による補助は一時的に中止して調査結果に基づく汚染対策を実施すべきである。	2	○霞ヶ浦環境科学センターにおいて、必要な調査研究を実施するとともに、各発生源に応じて必要な対策を実施してまいりたいと考えております。
○霞ヶ浦に流入する負荷の削減だけでなく、直接的な湖内の水質浄化にも力をいれて取り組むべきである。	3	○湖内の対策については、ウェットランドの設置等、国が実施することとしております。 ○県といたしましても漁獲された利用用途のない魚(未利用魚)の回収や、土浦港における直接浄化装置の運転により水質浄化に取り組んでおります。
○北浦については、何らかの水質改善は図れたのか。	1	○生活排水対策や農地・畜産対策等に取り組んだ結果、北浦のCODは平成22年度の9.1mg/Lから、平成27年度には8.9mg/Lに低下したところです。
○霞ヶ浦で湖水浴ができるくらいの水質改善を目指し、取り組みを継続してほしい。	3	○長期ビジョンとして霞ヶ浦の湖水浴場がにぎわっていた昭和40年代前半の水質(COD5mg/L前半)を目標に、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画等に基づき、引き続き霞ヶ浦の水質改善に取り組んでまいります。
○水辺環境の保全には、水質だけでなく、生物の生息環境や水辺の連続性の回復といった観点からも取り組むべきである。	2	○環境を保全する事業の一例として、浅瀬にヨシを植える事業を行っております。ヨシ帯は魚類やトンボ等の産卵場所となり、それら幼体の住処になります。また、餌となる生き物を求めて鳥なども集まり、生物の豊かさを育む一端となることから事業を継続してまいりたいと考えております。
○霞ヶ浦だけでなく、千波湖の環境保全にも取り組んでほしい。	1	○高度処理型浄化槽の設置補助や単独処理浄化槽の撤去補助については、千波湖流域も対象としております。 ○また、平成26年度からは県と水戸市が事業費を負担し、水戸市が事業主体となって、夏季にアオコ集積防止装置の設置を行い、アオコ抑制・環境保全に取り組んでいるところです。

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方について

<その他> 18件

意見要旨	件数	県の考え方
○霞ヶ浦の環境基準値と県が掲げる水質目標値(「泳げる霞ヶ浦, 遊べる河川」)が別の数値であるのは何故か。 また、「泳げる霞ヶ浦」についても達成が難しいのであれば、生き物の生息数や生息環境を指標として豊かな生態系サービスを目指すなど、目標を変更しても良いのではないかと。	5	○霞ヶ浦流域には100万人近い人々が住み、農業、畜産業などが盛んに営まれていることや、流域に降る雨のCODが3mg/Lを超えていることなどから、水質が環境基準の3mg/Lになる可能性は極めて低いと考えております。 ○従って、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画の長期ビジョンでは、「泳げる霞ヶ浦」(湖水浴場のあった昭和40年代の水質 COD5mg/L台前半)を目標としております。 ○長期ビジョンの目標の水質を達成するためには、相当の時間と費用をかけながら霞ヶ浦に排出される汚濁負荷量を削減していく必要があります。 ○今後、次期計画の策定に向けて、長期ビジョン等目指すべき目標についても検討してまいります。
○生活排水対策が重要であることは理解できる。一方で、県民が霞ヶ浦を誇れるものと認識するために、観光、商工、水産業等も税を使って振興・活性化してはどうか。	3	○観光振興等により霞ヶ浦に関心を持ってもらうことも重要かと存じますが、森林湖沼環境税は湖沼・河川の水質保全に資する施策の推進のために導入されたものであるため、引き続き水質保全対策に税を活用してまいりたいと考えております。
○幅広く対策するよりも、水質改善効果の高い事業に的を絞って実施してほしい。	1	○森林湖沼環境税を活用した霞ヶ浦等の水質保全は、生活排水対策、農地・畜産対策、県民意識の醸成、水辺環境の保全の4本の柱に税を活用して実施することとしており、今後は霞ヶ浦の汚濁負荷排出量が大きい生活排水対策に重点化して取り組んでまいりたいと考えております。
○対策効果を無理やり金額換算して表現すると正確に伝わらない可能性がある。	1	○県は、自然環境が直面する課題、森林湖沼環境税を活用した事業の実績、今後の施策の方向性などについて、あらゆる機会を通じて説明を行い、森林湖沼環境税の必要性について理解が得られるよう努めているところです。 ○生態系サービスの経済評価については、霞ヶ浦の価値や対策効果についてわかりやすく説明するためにも必要であると考えております。
○企業の自主的な負荷削減の取組みを促すため、取組み内容を項目化するなどして分かりやすく示してはどうか。	1	○霞ヶ浦の環境保全のためには、県民、事業者及び行政が一体となって水質保全対策に取り組むことが必要であり、各主体の積極的な取組を推進するため、霞ヶ浦水質保全条例や霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画で定める水質保全対策について周知を図ってまいります。
○漁業の活性化や生態系を利用した自然浄化システムの構築など、税収がなくなっても水質浄化の効果が継続する施策を行ってほしい。	4	○漁業は漁獲を通じて効率的に湖内から窒素やりんを取り出す機能を有することから、わかさぎ等の有用水産資源の持続的かつ安定的な漁獲が行えるよう資源管理型漁業の取組みを支援してまいります。 ○また、森林湖沼環境税を利用した事業ではございませんが、「水生植物帯造成事業」では、霞ヶ浦の護岸にヨシを主体とした水生植物を造成することで、生態系を利用した継続的な水質浄化を進めてまいります。
○霞ヶ浦導水工事業を早期に完成させることで、導水事業に関連した環境保全も湖水浄化の役割を担ってくれる事と思う。	1	○霞ヶ浦導水事業による霞ヶ浦の水質浄化効果については、国土交通省のシミュレーションによれば、西浦の湖水は、現在、年間約2回入れ替わっているものが、那珂川、利根川から導水することにより約3回入れ替わることとなり、その効果が期待できると考えています。
○P1の「水産資源を育み、固有の水態系を形成」とあるが、「水態系」は「生態系」の間違いではないか。	1	○ご指摘のとおりです。
○霞ヶ浦の湖水のCODやBODの数値を見て、環境税は有効に使われておらず浄化対策は出来ていないとの意見を散見するが、湖水が悪化していないことが素晴らしい成果だと思っている。	1	○県といたしましては森林湖沼環境税を活用した生活排水対策など、汚濁負荷の削減を進めてまいりました。いただいたご意見を励みに今後とも水質浄化の取組みを進めてまいりたいと考えております。

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方について

◆税制に関すること 10件

<税率に関すること> 2件

意見要旨	件数	県の考え方
○施行10年を経過してそれなりの結果が出ているとすれば、税率を上げてみるのはどうだろうか。	1	○税率については、県が実施を検討している事業の財政需要と本県の自然環境の特徴による森林の保全・整備と湖沼・河川の水質保全の取組みの必要性や他県の事例、県民を対象としたアンケート調査結果などを考慮して設定したところです。
○現在の森林湖沼環境税の賦課の方法は妥当と考える。	1	

<課税期間に関すること> 2件

意見要旨	件数	県の考え方
○現行の森林湖沼環境税は5年ずつ徴収期間が延びるシステムになっているが、所得税と同様に半永久的に徴するものにしたほうが良いと思われる。	1	○森林湖沼環境税は、県民の方々にご負担いただいているものであることから、一定の期間で税活用事業の効果を検証する必要があります。 ○期間については、他県の状況、アンケート結果などを考慮して設定したところです。
○目標達成までにはなお相当の期間を有すると思慮されることに鑑み、10年に延長することも視野に検討を進められたい。	1	

<課税の考え方に関すること> 6件

意見要旨	件数	県の考え方
○「実施した施策により目標達成の道筋がつくなど、その役割が果たされると県民が判断した時点には、その税制を終了すべき。」;この考えは理想であるがその実現は難しいと思う。	1	○この税制の終了時期については、課題の解決や目標達成の道筋がついたときに、あらためて県民の方々に判断いただきたいと存じます。 ○なお、課題の解決には、相当の期間がかかると見込まれることから、現時点で終了する時期をお示しすることは困難ですが、県としましては、これらの課題を早期に解決したいと考えております。
○期間と目的が限定された税制による施策である以上、本税の効果的な使い途として「税制終了後も効果の残る恒久的なシステムづくり」を施策の目標とすべきではないか。	1	
○5年間の特別税である以上、期間内で到達すべき内容も目標として明示すべきではないか。	1	
○自分たちの環境をよりよくするために、応分の負担をする。行政はその税を的確に、有効に活用し、結果を生み出す。この循環が納税者の理解を得る道だと思う。	1	
○次期税制(案)に記載されている「税の必要性について、県民の理解が得られるよう努めること」とは、具体的にどのようなことを行うのか。	1	
○限られた税額ではあるが、県は長期的な視野に立って、住民の生活の質が高まる、『昔は生き物がたくさんいてね…』という声が減るような施策への予算充当をお願いしたい。	1	

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方について

◆広報に関すること 11件

意見要旨	件数	県の考え方
○10年間の税収約86億円で、公益的機能の観点から243億円の効果があったなど、県民が等しく恩恵を受けていることなど、森林湖沼環境税の有益性、必要性について、広く県民に周知するべき。	3	○森林湖沼環境税の有益性、必要性については、ショッピングモール等での啓発活動、県広報紙への特集記事掲載、パンフレット作成等により広報に努めてきたところです。今後は、更に多くの県民の方にご理解いただけますよう、普及啓発活動のさらなる充実について検討してまいります。
○全国的には森林環境保全を目的とした税制を実施している都道府県が多い中、本県においては、森林と水の環境保全を併せて実施しているため、本県を訪れる多くの観光客が利用・観光する茨城空港や国営ひたち海浜公園や偕楽園などの観光施設に県産木材で作製したベンチやプランターを設置して税の利用方法をPRしてはどうか。	1	○本県では、森林湖沼環境税を活用したいばらき木づかい環境整備事業により、茨城空港の搭乗口コンコースの木質化や、偕楽園の見晴亭の木造化、道の駅などに県産木材製ベンチの設置などを行うと同時に、森林湖沼環境税のPRを行っております。引き続き、県民の目にふれる場所でのPRに努めてまいります。
○毎年行われているグリーンフェスティバルの開催は、森林湖沼環境税を活用した事業の実績等を多くの県民に理解してもらういい機会なので、ネットを利用してもう少し内容をPRしてはどうか。また、グリーンフェスティバルのチラシの「展示・販売」の中に森林湖沼環境税についての部分をもう少し大きくしてはどうか。	1	○グリーンフェスティバルの開催につきましては、実行委員会の事務局である(公社)茨城県林業協会や県のHPに掲載するほか、県内全市町村の広報誌等への掲載を依頼するとともに、新聞のタウン誌などに掲載しております。また、チラシにつきましては、県内市町村のほか、主な県施設や小学校・認定こども園などへも配付させていただき、積極的な広報活動に努めております。森林湖沼環境税に係るチラシへの掲載方法につきましては、分かりやすいレイアウト等を検討してまいります。
○税制度の意義や市民参加型浄化対策について情報発信、PRしてほしい。また、直接浄化対策現場の見学などを行い、対策効果の見える化に取り組んでほしい。	3	○県では県広報紙やホームページなどにより、税活用事業について広く発信しております。今年度は、加えて、森林湖沼環境税活用事業報告会を開催し、更に税に関するご理解を深めていただけるよう取り組んだところです。 ○今後も様々な広報機会を利用して、税事業や成果について広く、分かりやすく発信してまいります。 ○また、対策効果の見える化についても、いただいたご意見を参考に検討してまいります。
○霞ヶ浦の水質改善には県民一人ひとりが負荷削減に取り組むことが大切であることから、啓発活動に力を入れるべきである。また、きれいになった水辺に親しみを持ってもらえるよう、体験学習等を通して子供たちの意識啓発に取り組んでほしい。	2	○湖沼・河川の水質保全のため、県では生活排水対策や農地・畜産対策など汚濁負荷の削減に取り組んでいるところです。これに加えて、県民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、普段の生活の中で負荷削減に取り組んでいただくことも大変重要であることから、水質保全に係る啓発活動にも取り組んでまいります。 ○また、子ども達が水辺に親しみ、水環境に関心を持つことは、将来に渡って環境が保全されることにつながるため、今後とも体験学習等を通じた意識啓発等に取り組んでまいります。
○森林湖沼環境税導入後の成果が伝わっていない。	1	○森林環境税導入後の成果については、ショッピングモール等での啓発活動、県広報紙への特集記事掲載、パンフレット作成等により広報に努めてきたところです。今後は、更に多くの県民の方にご理解いただけますよう、普及啓発活動のさらなる充実について検討してまいります。

◆その他 4件

意見要旨	件数	県の考え方
○県民の理解を得るため徹底した行財政改革を行うことと記述があるも、該担当行政としては当然のワークとして取組まれることを期待する。	1	○森林湖沼環境税について県民の皆様のご理解を得られるよう、引き続き行政の質をより一層高める行財政改革に取り組んでまいります。
○環境税を利用した環境の改善や保全について、協議・検討する組織を市町村ごとに設置すべき。	1	○森林湖沼環境税を活用した事業については、市長会・町村会や市町村担当者会議等で協議・検討を行うなど、市町村の意見も取り入れながら事業を実施しております。
○近年の局所異常気象による災害は、経験のない大規模・深刻化した災害をもたらしている。人間が自然と調和し、日頃からの防災や減災の対応が求められるが、個人や地域での対処には限界があり、国や県による対応が必要不可欠である。	1	○山地災害の防止については、山地災害の危険性のある箇所を調査し、「山地災害危険地区」として県のホームページやいばらきデジタルまっぷ等に掲載し、県民への周知に努めております。 ○また、これらの危険地区につきましては、重要な保全対象がある箇所や災害の兆候が見られる箇所から順次、治山ダムを設置や山腹崩壊地の復旧などを、国の補助事業を活用した治山事業等により実施しております。 ○今後も、山地災害を防止するため、間伐などの森林整備を推進するとともに、緊急性や公益性を考慮しながら治山施設の整備に取り組んでまいります。
○水や木材は、地域の産業構造を決定できる重要な経済資源であり、これらを最大限に生かすことが、地域創生の早道である。	1	○貴重な資源である木材や水を利用し続けていくために、今後も森林の保全・整備や湖沼・河川の水質保全に取り組んでまいります。